

つちはし事務所通信

4

April
2026



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580

Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2026年4月1日

金額の改定

在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」を改定 令和8年4月から

厚生労働省から、令和8年度の年金額改定についてお知らせがありました。令和8年度の年金額は、法律の規定に基づき、国民年金（基礎年金）は1.9%の引き上げ、厚生年金保険（報酬比例部分）は2.0%引き上げられます。また、在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」についても、名目賃金の変動に応じて改定が行われます。ここでは、在職老齢年金に着目してお伝えします。

.....在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」の改定（令和8年4月～）.....

「支給停止調整額」は、令和7年の年金制度改正により法定の額の引き上げ（48万円→62万円）が行われ、これに名目賃金の変動に応じた改定が適用され、令和7年度の51万円から、令和8年度は「**65万円**」に大幅に引き上げられることになりました。

～令和8（2026）年3月

賃金（賞与込み月収）+ 年金の月額が、

- ・「51万円」超えないとき → 年金の減額なし
- ・「51万円」超えるとき → 年金の減額あり（超える額の2分の1を支給停止）



令和8（2026）年4月～

賃金（賞与込み月収）+ 年金の月額が、

- ・「65万円」超えないとき → 年金の減額なし
- ・「65万円」超えるとき → 年金の減額あり（超える額の2分の1を支給停止）

〈補足〉上記の減額（支給停止）の仕組みは、令和4年4月施行の改正で、60歳台前半の在職老齢年金と60歳台後半・70歳以上の在職老齢年金に共通のものとなっています。

◆ イメージ図／厚生労働省の資料を一部修正 ◆



★この改正により、老齢厚生年金の減額（支給停止）を避けるために働き控えをする従業員は、大幅に減少することになりそうですね。在職老齢年金の仕組みなど、詳しく知りたいときは、気軽にお尋ねください。

徳島県から、令和8年度の助成金・補助金についてお知らせがありました。確認しておきましょう。

①魅力ある職場環境整備補助金 (R8.2 補正予算で追加 (今後募集開始予定))

県内の中小企業者等における、労働者の多様なニーズを踏まえた福利厚生充実等により、人材の確保・定着に向けた取組を推進するため、「魅力ある職場づくり」や「快適な職場環境の整備」に要する経費の一部を補助。

	補助対象事業	補助率 (基本)	補助上限額 (基本)
(1)	魅力ある職場づくりに資する就業規則等の整備	1/2	10万円
(2)	快適な職場環境の施設・設備等の整備		150万円
(3)	労務管理用ソフトウェア等のシステムの導入		10万円
(4)	(2)及び(3)に関する外部専門家によるコンサルティング		10万円

②企業等採用活動支援補助金 R8.2 補正予算で追加 (今後募集開始予定)

県内事業者における新卒・若年者採用を促進するため、専門家による採用コンサルティングや自社の採用ホームページ作成等の情報発信に要する経費に対し補助。(補助率 1/2)

- ・ 専門家による採用コンサルティング (最大 50 万円) ・ ホームページ作成等による情報発信 (最大 50 万円)

③高度外国人材採用活動支援補助金 R8.2 補正・R8 当初予算で追加 (今後募集開始予定)

県内事業者における高度外国人材の活用を促進するため、高度外国人材の採用活動等に要する経費に対し補助。(補助率 1/2)

- ・ 在留資格の取得等 (最大 25 万円) ・ 渡航費等 (最大 25 万円) ・ 人材受入れに係る費用 (最大 50 万円)

④外国人材受入環境整備事業補助金 R8 当初予算で継続実施 (今後募集開始予定)

本県の外国人材が「働きやすい、暮らしやすい、学びやすい」環境づくりのため、県内事業者が実施する外国人材の適正な受入れや定着に向けた取組に係る経費を補助。

- ・ 日本語能力の向上を目的に実施する事業 (最大 15 万円) ・ 生活環境を改善するための事業 (最大 30 万円)
- ・ インターンシップ等の一時受入れに係る事業 (最大 10 万円)

★募集開始間近の補助金になっております。詳しくは徳島県ホームページ

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/rodokankei/7302904/> をご参照ください。

あとがき◆つちはし事務所より

🌸これから募集が始まる徳島県の「魅力ある職場環境整備補助金」は、業務改善助成金とは違い、生産性向上とは関係のない、社員の休憩室を作るなど職場環境改善のための設備整備に対して補助してもらえる事業です。募集期間が短いとの情報もありますので、従業員のための職場環境改善を考えている方は、見逃さないようしっかりアンテナを張っておきましょう。

🌸改正労働施策総合推進法（令和7年法律第63号）により、**令和8年4月1日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務になりました。**治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）を踏まえ、社内の環境整備や必要な両立支援の措置を講ずることが求められます。高齢者の就業の増加等を背景に、がんなどの病気を抱えながら働く労働者が増えています。大切な人材を失うことがないように、治療を受けながら働き続けられる体制を整備することも、魅力ある職場づくりの一環です。詳しくは下記リーフレットをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001667374.pdf>

🌸4月は新入社員の季節です。ただ期待の新人が職場に慣れずに、早々に退職という声も多く聞かれます。新入社員が組織文化や業務に慣れ、早期に即戦力として活躍できるよう、計画的にサポートするプロセスをオンボーディングといいます。メンター制度や定期面談、業務マニュアルの整備など、組織全体で新人を支援する最初の90日間の設計はできていますか。

